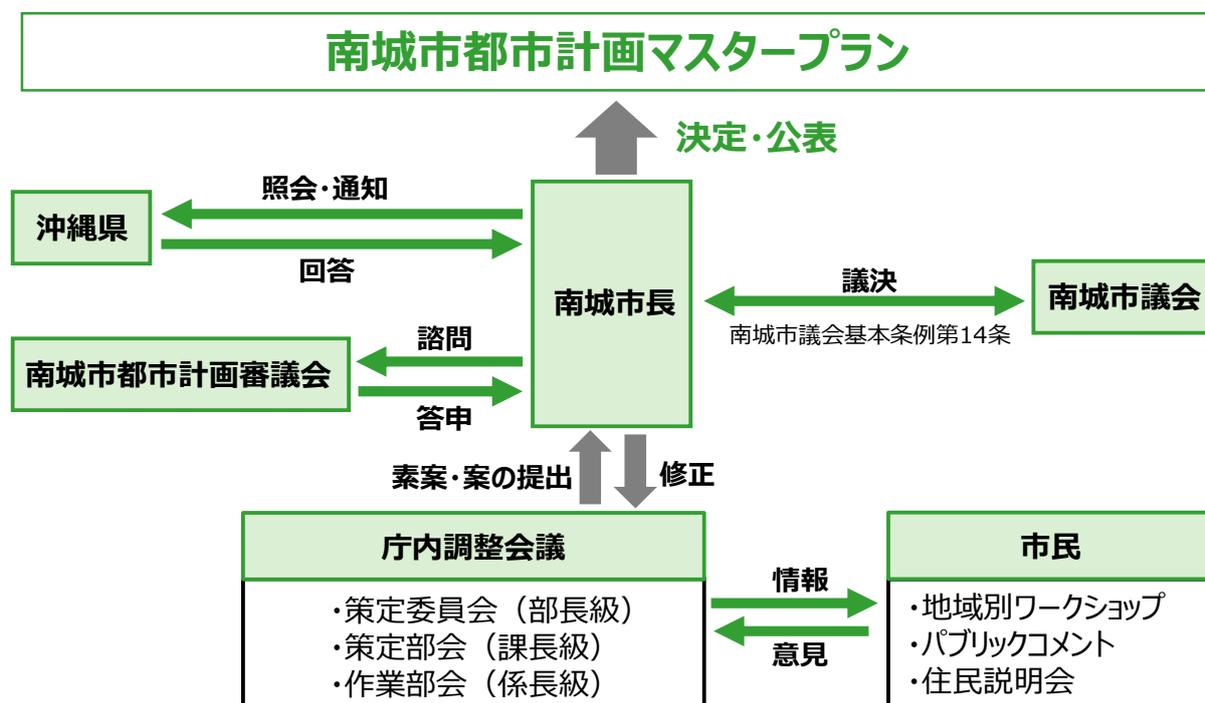


參考資料

6.1 都市計画マスタープランの策定（改定）体制

本計画は、以下に示す体制により策定したものである。



6.2 都市計画マスタープラン策定（改定）・検討の経過

	年月日	内容
令和5年	1月28日	地域別ワークショップ（南城市民25人うち、高校生8人）
	2月28日	庁内調整会議（第1回作業部会（係長級））
	5月31日	庁内調整会議（第2回作業部会（係長級））
	6月7日	庁内調整会議（第1回策定部会（課長級））
	6月8日	庁内調整会議（第1回策定委員会（部長級））
	7月7日～26日	庁内関係各課1回目意見照会
	9月27日	令和5年度第2回南城市都市計画審議会（経過報告）
	11月21日	庁内調整会議（第3回作業部会（係長級））
	11月24日	庁内調整会議（第2回策定部会（課長級））
	11月27日	庁内調整会議（第2回策定委員会（部長級））
令和6年	1月25日～2月9日	庁内関係各課2回目意見照会
	1月29日	沖縄県都市計画・モルルール課1回目意見照会（2月6日回答）
	3月7日	沖縄県都市計画・モルルール課2回目意見照会（3月14日回答）
	3月22日	沖縄県都市計画・モルルール課3回目意見照会（3月27日回答）
	3月26日	令和5年度第3回南城市都市計画審議会（経過報告）
	4月11日	沖縄県都市計画・モルルール課4回目意見照会（5月2日回答）
	5月8日～6月7日	パブリックコメント（意見募集期間）
	6月10日	庁内調整会議（第3回策定委員会（部長級））
	6月27日	市議会事前説明会（1回目）
	6月28日	パブリックコメント（実施結果公表）
	7月2日・4日	住民説明会（南城市老人福祉センター・南城市役所1F大会議室）
	7月5日～19日	案の公告・縦覧（意見なし）
	7月4日	沖縄県都市計画・モルルール課5回目意見照会（7月10日回答）
	8月2日	市議会事前説明会（2回目）
	8月14日	令和6年度第1回南城市都市計画審議会（諮問）
	8月20日	令和6年度第1回南城市都市計画審議会（答申）
	9月25日	南城市議会での議決
10月1日	告示	

6.3 用語集

【ア行】

糸満与那原線バイパス整備計画 <いとまんよなばるせんばいばすせいびけいかく>

県道 77 号線糸満与那原線のバイパス整備計画。

イノー <いのー>

沖縄の方言でいう、サンゴ礁に囲まれ、外洋から遮蔽された浅い海。

ウェルネス <うえるねす>

心身の癒やしと健康づくり。

N バス <えぬばす>

南城市の市内線バス（＝コミュニティバス）。

沖縄県地域公共交通計画 <おきなわけんちいきこうきょうこうつうけいかく>

県が抱える課題への対応や将来ビジョンの実現に向けたこれからの公共交通を構築するための指針。

沖縄県東海岸サンライズベルト構想 <おきなわけんひがしかいがんさんらいずべるとこうそう>

県土の均衡ある持続可能な発展に向け、東海岸地域にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築することを目指し、東海岸地域の活性化・発展を推進するための方向性を示すもの。

沖縄 21 世紀ビジョン <おきなわにじゅういつせいきびじょん>

沖縄県が定めた行政計画の一つ。将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿の実現に向け、施策の基本方向や、県民・行政の役割分担等を定めたもの。

沖縄のみち自転車道 <おきなわのみちじてんしゃどう>

南城市玉城前川と那覇市首里城公園とを結ぶ自転車兼歩行者専用道路。

おでかけなんじい <おでかけなんじい>

南城市内を運行するデマンドバス。電話で事前に予約をして乗車する乗合型の交通サービス（＝デマンドバス）。

【カ行】

緊急輸送道路 <きんきゅうゆうそうどうろ>

災害時の緊急物資輸送を円滑に行うために、防災拠点間を相互に連絡する道路。

クサティムイ（腰当森） <くさていむい>

沖縄の方言でいう、冷たい北風を防ぐため北東方向の丘にある森。

グスク <ぐすく>

沖縄や奄美諸島に残されている、12～16 世紀頃に建造された遺跡。特に、石灰岩を積み上げた壁による城塞を指す。

景観まちづくり重点地区 <けいかんまちづくりじゅうてんちく>

南城市景観まちづくり計画に基づいて位置付ける、特に良好な景観形成を推進すべき地区。

建築形態規制 <けんちくけいたいさせい>

建築基準法に基づく規制制度の一つ。良好な住環境の保全等を図るために、特定の区域において、建築物の規模（建ぺい率、容積率、高さ）等の制限を定めるもの。

建ぺい率 <けんぺいりつ>

敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合。

交通結節点 <こうつうけっせつてん>

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点。

コミュニティバス <こみゆにていばす>

住民の移動手段の確保を図るために、地方自治体が運行するバスで、南城市では N バスを指す。

【サ行】

佐敷海岸海辺のまちづくり構想 <さしかいがんらうみべのみちづくりこうそう>

本市のまちづくりにおける佐敷海岸の位置づけを明確にし、新たな海岸域の活用及び整備に関する基本構想・基本計画を示すもの。

自然的土地利用 <しぜんてきとちりよう>

田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもの。

シビック <しびっく>

市民のこと。シビック・交流ゾーンは、造語であり、主旨として、公共施設等が集積し、市民の生活・交流活動の拠点となる場所のこと。

ゼロカーボンシティ <ぜろかーぼんしてい>

地球温暖化の進行を受け、2050年までにCO₂（二酸化炭素）をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを宣言している自治体。

先導的都市拠点 <せんどうてきとしきよてん>

市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、また、市外への就学、就業による流出を抑制し、昼間の活動場所として選択されるまちとなるよう「自立・持続可能都市」の実現を目指す拠点として、南城市庁舎等複合施設及びその周辺を含む地区を本市の中心部に位置付けるもの。

【夕行】

多核連携型都市構造 <たかくれんけいがたとしこうぞう>

複数の地域の拠点を、地域の中心として維持・充実させ、その拠点を中心に道路・公共交通ネットワークの連携を図ることで、人口減少・高齢化が進む中でも生活の利便性を確保しようとする都市構造。

地区計画 <ちくけいかく>

都市計画法に基づく規制制度のひとつ。地区の特性に応じ、きめ細かに良好な住環境の保全等を図るために、特定の地区において、建築物の用途・規模・形態等の制限や道路・公園の配置等を定めるもの。

津波浸水想定区域 <つなみしんすいそうていくいき>

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域。

低未利用土地 <ていみりようち>

空地や空家・空店舗等の存するような土地利用の程度が著しく劣っている土地。

デマンドバス <でまんどばす>

路線定期型交通（路線バス等）と異なり、利用者の予約に応じて運行する形態の交通で、南城市ではおでかけなんじいを指す。

特定用途制限地域 <とくていようたせいがんちいき>

都市計画法に基づく規制制度の一つ。用途地域外（市街地外）の良好な住環境の保全等を図るために、特定の区域において、建築物の用途の制限を定めるもの。

特別用途地区 <とくべつようちく>

都市計画法に基づく規制・緩和制度の一つ。用途地域内の一定の地区における特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区。

都市計画区域 <としけいかくいき>

都市計画法に基づき、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として定めるもの。都市計画区域内では、良好な住環境の保全等を図るために、一定の開発・建築制限を受けるほか、計画的なまちづくりを行うための各種制度（土地利用規制、市街地開発事業等）を活用することが可能。

都市的土地利用 <としてきとちりよう>

都市における生活や活動を支えるため整備、開発する住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、道路等による土地利用のこと。

土地区画整理事業 <とちかくせいりじぎょう>

都市計画法に基づく事業制度の一つ。都市計画区域内において、道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図るために実施するもの。

ドリーネ <どりーね>

カルスト地形の一つ。石灰岩の土地の表面に見られる摺鉢(すりばち)状の窪地。

【ナ行】

中城湾港港湾計画 <なかぐすくわんこうこうわんけいかく>

沖縄本島中南部の東海岸に位置し3市2町2村にまたがる中城湾港について、港湾施設の計画、港湾環境の整備・保全、土地造成・土地利用計画、港湾の効率的な運営等に係る方針を定めたもの。

南城型エコミュージアム <なんじょうがたえこみゅーじあむ>

地域に住む人々が学芸員となってその地域の自然・歴史・文化などについて訪問者に対し交流を通して伝えていこうとする、一言でいうと「地域まるごと博物館」の仕組みのこと。

南城市環境基本計画 <なんじょうしかんきょうきほんけいかく>

南城市が定めた行政計画の一つ。良好な自然環境や地球環境等の保全・創出を図るために、必要な施策を定めたもの。

南城市観光振興計画 <なんじょうしかんこうしんこうけいかく>

南城市として目指す観光の方向性を明確にし、それを確実に実行していくための方策を位置づけるもの。

南城市景観まちづくり計画 <なんじょうしけいかんまちづくりけいかく>

景観法に基づき、南城市が定めた行政計画の一つ。良好な景観形成を図るために、最低限の行為制限など、必要な施策を定めたもの。

南城市公園・緑地再整備計画 <なんじょうしこうえん・りょくちさいせいびけいかく>

公園・緑地の現状と課題、市民ニーズに即した公園・緑地のあり方等について調査・検討し、各種施策や分野別計画との整合性及び効果的な推進を図りながら、公園・緑地の再編と適切な整備を推進していくためのもの。

南城市公共施設等総合管理計画 <なんじょうしこうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく>

南城市の行政計画の一つ。公共施設等の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見直しについて推計を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるもの。

南城市国土強靱化地域計画 <なんじょうしこくどきょうじんかちいきけいかく>

南城市が定めた行政計画の一つ。いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進するためのもの。

南城市国土利用計画 <なんじょうしこくどりようけいかく>

南城市が定めた行政計画の一つ。長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、南城市の市域における国土の利用に関する基本的事項を定めるもの。

南城市個別施設計画 <なんじょうしこべつしせつけいかく>

南城市公共施設等総合管理計画等で明らかになった公共施設の老朽化や機能の重複といった課題の解決に向け、公共施設が不要なサービスの提供方法の検討や保有施設の更新スケジュールを定めたもの。

南城市人口ビジョン <なんじょうしじんこうびじョン>

南城市における人口の現状や動向を分析することにより、本市の目指すべき将来の方向と将来展望を示すとともに、今後の取り組むべき施策を取りまとめた地方版総合戦略策定の重要な基礎となるもの。

南城市先導的都市拠点創出ビジョン <なんじょうしせんどうてきとしきよてんそうしゅつびじョン>

平成 27 年に改定した南城市都市計画マスタープランの地域別構想編。市の中央部に位置付けた「先導的都市拠点」内の IC 周辺の土地利用の課題を整理し、基盤整備や企業誘致等を含め、目指すべき土地利用を検討し、個々の事業等に反映し、かつ一体的な取り組みを行うためのもの。

南城市総合計画 <なんじょうしそうごうけいかく>

南城市が定めた行政計画の一つであり、最上位の計画。市の将来像「海と緑と光あふれる南城市」の実現を図るために、医療・福祉・教育・産業・建設・財政等の各行政分野の視点から、必要な施策を定めたもの。

南城市地域公共交通等再編実施計画 <なんじょうしちいきこうきょうこうつうとうさいへんじっしけいかく>

南城市地域公共交通網形成計画に示した基本理念の実現を図るため、具体的な再編事業の内容を示すもの。

※法改正により、今後の計画見直しでは名称が地域公共交通利便増進計画に変更。

南城市地域公共交通網形成計画 <なんじょうしちいきこうきょうこうつうもうけいせいけいかく>

南城市が定めた行政計画の一つ。「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」であり、地方自治体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会での協議を行って作成したもの。

※法改正により、今後の計画見直しでは名称が地域公共交通計画に変更。

南城市地域防災計画 <なんじょうしちいきぼうさいけいかく>

南城市が定めた行政計画の一つ。災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めたもの。

南城市デジタル田園都市構想 <なんじょうしでじたるでんえんとしこうそう>

国が推進する「デジタル田園都市国家構想」の理念に基づき、本市の地域特性や直面する課題、ニーズ等からテーマ及び実施すべき取り組みを体系的に整理し、南城市が定めた行政計画に示されている関連施策の実現をデジタル利活用の観点から支援するためのもの。

南城市農業振興アクションプラン <なんじょうしのうぎ ようしんこうあくしよんぷらん>

農業が市域経済の核となる産業として発展し、かつ農業者が豊かに暮らせる産業として充実させるため、地域の特性や資源を活かした農業生産・加工・物流を視野に入れた新たな農業展開（将来像）をえがき、その実現に向けた行動計画となるもの。

南城市農業振興地域整備計画書 <なんじょうしのう ぎようしんこうちいきせいびけいかくしょ>

優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、農業上の利用を確保すべき土地及び農用地区域内の農業上の用途を指定するもの。

南城市墓地基本計画 <なんじょうしほちきほんけいかく >

南城市が定めた行政計画の一つ。良好な墓地環境の確保や周辺環境との調和等を図るために、管理型墓地や個人墓地の規制・誘導など、必要な施策を定めたもの。

南城都市計画「都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針」 <なんじょうとしけいかく としけいかくくいきのせい び、かいはつおよびほぜんのほうしん>

都市計画法に基づき、沖縄県が定めた行政計画の一つ。南城都市計画区域内において、良好な都市環境の形成等を図るために、一市町村を越えた広域的な見地から、線引きなど必要な施策を定めたもの。

農漁業集落排水施設／事業 <のうぎよぎょうしゅうらく はいすいしせつ／じぎょう>

農業集落や漁業集落における汚水（し尿や生活雑排水など）を処理する施設の整備により、農業用排水や漁港、漁場の水質の汚濁を防止し、健全な水循環に資するとともに、当該集落の生活環境の向上を図る事業。

農振農用地 <のうしんのうようち>

農業上の利用を確保すべき土地の区域として定めた「農業振興地域内農用地区域」のことで、原則として農業用途以外の利用はできない。

農地転用 <のうちてんよう>

農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅、工場、商業施設、道路等にすること。

【ハ行】

パークアンドバスライド <ぱーくあんどばすらいど>

出発地からは自動車を利用し、途中でバスに乗り換えて目的地に移動する方式。

ハンタ <はんた>

沖縄の方言でいう、崖。

非線引き <ひせんびき>

都市計画区域内を市街化区域と市街化調整区域とに明確に区分しないこと。非線引きの都市計画区域は、線引きの都市計画区域に比べて、開発行為に対する規制が緩い。

風致地区 <ふうちちく>

都市計画法および都市緑地法に基づく規制制度の一つ。良好な自然景観の保全を図るために、特定の区域において、建築物の規模や緑化等の制限を定めるもの。

復興事前準備 <ふっこうじぜんじゅんび>

国土交通省が推進している取組で、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるように、災害が起きたときの手順、訓練などの復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。

【マ行】

MICE 施設 <まいすいせつ>

企業等の会議（Meeting）、企業の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市・商談会やイベント（Exhibition/Event）を開催する施設。

ムラヤー <むらやー>

沖縄の方言でいう、地域コミュニティ、自治会。

【ヤ行】

ユイマール <ゆいまーる>

沖縄の方言でいう、助け合いや協力。

ユニバーサルデザイン <ゆにばーさるでざいん>

高齢者・障がい者・外国人等を含め、すべての人の利用に配慮したデザイン。

容積率 <ようせきりつ>

敷地面積に対する建築延べ面積（延べ床）の割合。

用途地域 <ようちちいき>

都市計画法に基づく規制制度の一つ。良好な住環境の保全や土地の利用増進等を図るために、特定の区域において、建築物の用途の制限を定めるもの。全部で13種類あり、住居系は8種類、商業系は2種類、工業系は3種類に分類される。

【ラ行】

ライフサイクルコスト <らいふさいくろくすと>

製品や構造物（建物や橋、道路など）がつくられてから、その役割を終えるまでにかかるコスト。

立地適正化計画 <りちてきせいかけいかく>

都市再生特別措置法に基づき、市町村が策定する計画。人口減少・高齢化等に対応した「コンパクトなまちづくり」を推進するために、生活利便施設や住宅の立地を誘導する区域および当該区域内での取組等を定めるもの。

琉球歴史回廊 <りゅうきゅうれきしかいろう>

世界文化遺産（琉球王国のグスク及び関連遺産群）を中心とした歴史・文化遺産のネットワーク。

流出超過 <りゅうしゅつちようか>

本計画では、通勤にあたる流入人口（他市町村から南城市へ通勤）よりも流出人口（南城市から他市町村へ通勤）の方が多い状態。

6次産業化 <ろくじさんぎようか>

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

【ワ行】

ワークショップ <わーくしょっぷ>

住民参加型のまちづくりの手法の一つ。説明会とは異なり、実際に参加者が手・身体・頭を使って、計画案づくり等を行うもの。

